

当センターで実施している「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく「国際希少野生動植物種」の登録事務^{*1}の実施にあたっては、「象牙」を含め従来から厳格に対応しているところです。

しかし昨年、国際 NGO（EIA（ Environmental Investigation Agency））の調査員による象牙所有者を装った調査（登録申請に関する自然研担当者とのやり取りの録音）が実施され、今年初めには、その録音結果に基づく記者発表とそれを引用した報道がありました。これらは、電話でのやり取りの一部のみを切り取り構成するといった事実の歪曲が含まれた内容でした。先日閉会した第 17 回ワシントン条約締約国会議を受けて、当時の内容をそのまま引用した新聞報道などもあったため、改めて当センターの見解をお知らせします。

【EIA の記者発表内容】

2016 年 1 月 11 日、EIA は自然研が登録申請者と共謀して象牙の偽装登録を行っているとする緊急記者発表を行い、調査の結果として次の 2 点を指摘しました。（以下、EIA 記者発表ペーパーより抜粋）

- ① EIA 調査員がかなり明確に 2000 年に取得したと述べているにも関わらず、自然研の担当者が規制適用前（昭和の時代）に象牙を取得したように申し出るよう指導した。
- ② EIA 調査員が象牙を無登録のまま違法に売ることを決意した場合は、警察の捜査に対してどのように抵抗すべきか、自然研の担当者が助言した。

【自然研の見解】

①については、EIA 調査員は、2000 年に取得したと明言はしておらず、「その前からあったと思う」という発言に対し、自然研担当者は、まずは確認いただいて（いつから所持していたか）、昭和の時代（規制前）から所持していたのならば登録申請が可能であるが、初めて見たのが 2000 年であるならば登録申請はできないと伝えたもので、規制適用前に象牙を取得したと申し出るような指導はしておりません。また、②については、「全形保持」をしていない象牙、すなわち登録申請する必要がない象牙を売ったときに、警察などから質問を受けた場合に登録申請をする必要のない旨を説明することを話したものです。

EIA 調査の録音データについて環境省及び自然研が精査を行った結果、EIA の記者発表にある「登録申請者と共謀して象牙の偽装登録を行っている」という事実はないことは明らかとなっています。

ただし、一部に誤解を与えかねない対応があったことから、以下の改善を図ることとしました。

1. 登録対象である象牙であることとその所有の正当性を書類により確実に確認すること。
なお、提出書類には虚偽申請には罰則が科されることが明記されており、申請者は記入内容に虚偽がないことを宣誓し、署名捺印することと、本人確認のための公的書類の写しの添付も義務づけた。
2. 確認等で疑義が生じた場合は、申請者に対し、判断に必要な情報について提供を求めること。疑義が解消しない場合は、環境省に照会すること。
3. 以上の 2 点を適切に行うための対応マニュアルの作成と履行状況の確認を定期的に行うこと。

以上の改善事項を踏まえ、象牙に関する登録事務を適切に実施しているところです。

なお、象牙の取引に関する日本政府の考え方と取り組みに関しては、環境省のホームページに掲載されています。

<http://www.env.go.jp/nature/kisho/zougetorihiki.html>

また、適正な象牙取引の推進に関する官民協議会が設置され、その報告書が以下に掲載されています。

<http://www.env.go.jp/press/102991.html>

これらについても併せてご参照ください。

※1：象牙を含めて、「国際希少野生動植物種」の個体等の譲渡し等（売買、賃借を含む）および陳列等（販売・頒布を目的とするものも含む）は、原則禁止されています。但し、一定の要件を満たした個体等は、当センターから登録票の交付を受けることにより譲渡し等が可能となります。

(2016年10月26日 自然環境研究センター)